

地方独立行政法人山梨県立病院機構新公立病院改革プランの概要

地方独立行政法人山梨県立病院機構

題名	地方独立行政法人山梨県立病院機構新公立病院改革プランの策定
趣旨	平成27年3月31日付で総務省から通知された「公立病院改革の推進について」等に基づき、山梨県地域医療構想を踏まえた山梨県立中央病院及び山梨県立北病院の役割等を新たに定める必要がある。
内容	<p>1. 経緯</p> <p>平成27年3月31日付総財準第59号で総務省自治財政局長から各都道府県知事あてに「公立病院改革の推進について」通知があった。</p> <p>同通知では、新たに「公立病改革ガイドライン」が策定され、同ガイドライン第2において、地方独立行政法人は、平成27年度又は平成28年度中に「中期計画を策定している場合には、本ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加又は別途作成すること足りる」こととされており、不足している部分を別途作成する必要が生じた。</p> <p>2. 新公立病院改革プランの内容</p> <p>公立病院改革ガイドラインに基づき、次の項目を新たに定めた</p> <p>(1) 山梨県立中央病院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域医療構想を踏まえた役割 高度急性期医療を担う本県の基幹病院の役割を担うことを改めて明確にした。 2025年における具体的な将来像として、高度急性期医療の基幹病院としての機能を維持しつつも、提供する医療機能の内容については山梨県と協議しながら検討していくこととした。</li> <li>○ 包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割 地域医療支援病院として地域の病院、診療所及び介護施設等との連携を図ることとした。</li> <li>○ 医療機能等指標に係る数値目標 数値目標は、事後の検証が行いやすくするために記載するものであるが、山梨県立中央病院はこれまで山梨県が設置した評価委員会の評価を受けてきたことから、地方独立行政法人移行後の医療機能の実績を記載した。</li> <li>○ 住民の理解 地域医療支援病院として、連携登録医の説明を患者に行う取り組みを行っていくこととした。また、医療機能及び経営指標を毎年度業務実績報告書及び財務諸表の公表を行うこととした。</li> </ul>

	<p>(2) 山梨県立北病院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域医療構想を踏まえた役割 本県の精神科医療の基幹病院として精神科救急及び急性期医療を担っていくことを改めて明確にした。 2025年における具体的な将来像として、中期目標及び中期計画に基づき、精神科救急・急性期医療、児童思春期精神科医療及び心神喪失者等医療観察法に基づき医療等を確実に提供していくこととした。</li> <li>○ 包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割 多職種治療チームによる診療を行うとともに、介護、福祉、教育、司法等の関係者、県及び市町村と連携を図っていくこととした。</li> <li>○ 医療機能等指標に係る数値目標及び住民の理解 (1) 山梨県立中央病院と同様の考え方にに基づき記載した。</li> </ul> <p>(3) 経営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営指標に係る数値目標の設定 両病院の第2期中期目標期間の数値目標を記載した。 数値目標は、中期計画期間内の経常収支が黒字となるように設定した。</li> <li>○ 目標達成に向けた具体的な取組み 地方独立行政法人制度の特長である、独立採算制を原則とする自主的で柔軟な業務運営により、業務改善、経営の効率化による経費削減を図り、経営基盤の安定化に努めることとした。</li> <li>○ 一般会計負担の考え方 独立採算制を原則としつつ、毎年度総務省から発出される地方公営企業繰出金の通知に基づき、山梨県の一般会計の繰入措置が行われた上で、効率的な運営に努めていくこととした。</li> </ul> <p>(4) 経営形態の見直し等 平成22年4月1日に地方独立行政法人に移行した。</p> <p>(5) 新改革プランの実施状況の点検、評価、公表 山梨県が設置する委員会による点検・評価を受けるとともに、山梨県立中央病院及び山梨県立北病院自らが検証を行い、必要に応じて項目の見直しを行うこととした。</p>
留意点	なし
参考事項	なし